

第 2 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（報告案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部高齢介護課
案件名称	第 9 期三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画の策定について
部門経営 会議で 審議した日	令和 6 年 2 月 2 日
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>報告事項</p> <p>第 9 期三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画（以下「第 9 期計画」という。）を別添のとおり策定することについて、生活支援政策経営会議で審議し、決定した。</p> <p>なお、本計画の策定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会の常任委員会協議会へ報告する予定である。</p> <p><現状と課題></p> <p>三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく法定計画として、3 年を 1 期として策定することとなっている。</p> <p>そのため、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期計画を令和 5 年度末までに策定することが必要である。</p> <p><案件担当部課等の見解></p> <p>第 9 期計画では、国は、「地域共生社会の実現」や「介護人材の確保」等の取組を掲げており、本計画においても推進していく必要がある。</p> <p>計画の策定にあたっては、三浦市介護保険事業推進委員会における意見の聴取、被保険者へのアンケート調査、パブリックコメントの実施等の結果を踏まえて、別添（案）のとおり作成しており、これを第 9 期計画としたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標 5 安心で安全な生活環境づくり

施策 3 高齢者の自立と安心の支援

備考

説明員 宮井高齢介護課 G L